

景観重要樹木の保全対策

飯塚康雄*

1. はじめに

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、平成16年度に景観法[※]が制定された。景観法では、景観計画区域を定め、その中で対象地域の良好な景観の形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として指定することにより、法で保全を図ることが可能となった。そこで指定された樹木については、その良好な景観が損なわれないよう適切な管理が求められている。

景観重要樹木として指定される樹木は、その地域を代表するシンボルとして巨樹・老樹であることが多いと考えられるが、これらを対象とした場合の景観に配慮した樹木活力の維持・向上技術手法は確立されているとはいえず、管理指針の策定が必要となっている。

そこで、景観重要樹木に対して樹木活力と景観を重要視した維持管理手法を確立するため、まず地域の風土景観を構成する巨樹・老樹を対象とした維持管理の実態調査により、保全技術の現状確認とその効果検証を行い、さらには保全対策後の景観状況についても把握を行った。そして、これらの研究成果より、適切な保全対策技術と考えられる手法をとりまとめた。

本稿は、この結果を基にして、樹木の診断とその結果から立案する保全対策方法、さらに保全対策後の維持管理方法についてとりまとめた「景観重要樹木の保全対策の手引き」の内容を紹介する。

2. 景観重要樹木の概要

2.1 景観重要樹木の定義

景観重要樹木は、その指定基準を「地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な

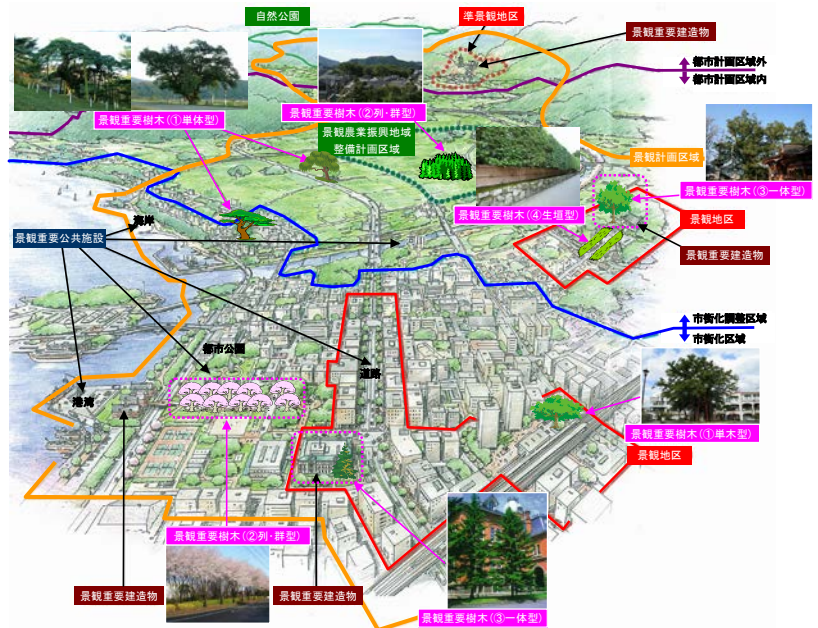


図-1 景観法の適用範囲に存在する景観重要樹木のイメージ (国土交通省パンフレット「景観法の概要」より一部抜粋・改変)



写真-1 景観重要樹木の事例 (彦根市：いろは松)

ものであること」、「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見できる樹木であること」と定めている (図-1、写真-1)。また、景観重要樹木は、「許可を受けなければ景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない」こと、「その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない」こととされ、適正な維持管理が義務づけられる。

2.2 景観重要樹木の指定

景観重要樹木は、景観行政団体 (景観法に基づ

Preservation measures for important trees for landscapes

※土木用語解説：景観法

く景観施策を実施する行政団体)が策定した景観計画において定められた景観計画区域に生育する樹木を対象にして、景観行政団体が「景観重要樹木の指定の方針」を示し、その中から選定されることとなる。具体的な指定要件としては、概ね以下のとおりである。

- ①自然・歴史・文化面から価値が高い樹木
- ②地域のシンボルとなっている樹木や並木
- ③住民に親しまれ愛称や由来を有している樹木
- ④周囲と一体となった良好な景観を形成している樹木や樹林
- ⑤特徴的・奇抜な樹形を有している樹木
- ⑥ランドマークなど指標性を有している樹木

景観重要樹木として指定されることにより、景観行政団体は、むやみに伐採または移植等が行われることを制限できる。また、管理方法の改善や必要な措置を勧告することも可能となり、地域の景観にとって重要となる当該樹木を、良好な状態で適切に保全していくことが可能となる。

3. 景観重要樹木の保全

3.1 基本的な考え方

景観重要樹木においては、良好な景観を維持しつつ保全する管理義務が生じることから、樹木の樹態保全を第一に考えるとともに、当該樹木の備え持つ景観的及び多面的な価値に留意して取り組むことが重要である。また、大径木の場合には、様々な要因による障害等を受けやすく、場合によっては枯損等してしまう可能性もあるため、日常から適切な管理を実施する必要がある。

3.2 保全体制

景観重要樹木の保全は、①管理者（所有者、

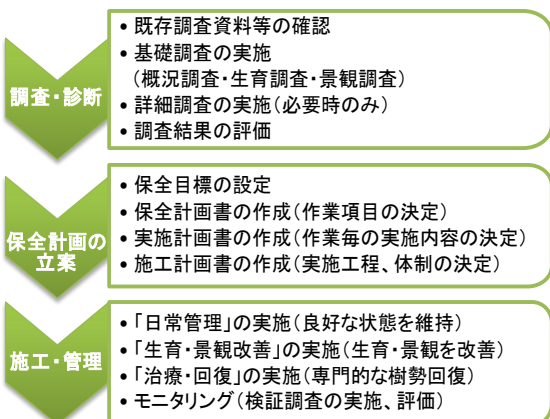


図-2 景観重要樹木の保全手順

景観行政団体)、②住民、③事業者(企業・団体)の3者が、それぞれの社会的責任を認識した上で協働して実施することが望ましい。

なお、保全の実施にあたっては、それぞれの立場で必要とされる分野の専門家などの参画を募って、意見を聞いたり、技術的な指導を受けたりしながら実施する必要がある。

3.3 保全手順

景観重要樹木の保全のための具体的な手順は、①「調査・診断」(樹木の現況を把握し、その問題点を明らかにする)、②「保全計画の立案」(調査・診断の結果を受け、特に問題点があればそれを改善し、樹木を適切に保全するための対策を計画する)、③「施工・管理」(作成された計画に基づき、治療等の作業を実施した上で、その後の経過を観察・評価する)、の大きく3つの段階により取り組むことが望ましい(図-2)。

3.4 調査・診断

調査・診断は、当該樹木の生育環境や生育状況等を把握し、その健康状態や景観不良等の要因を

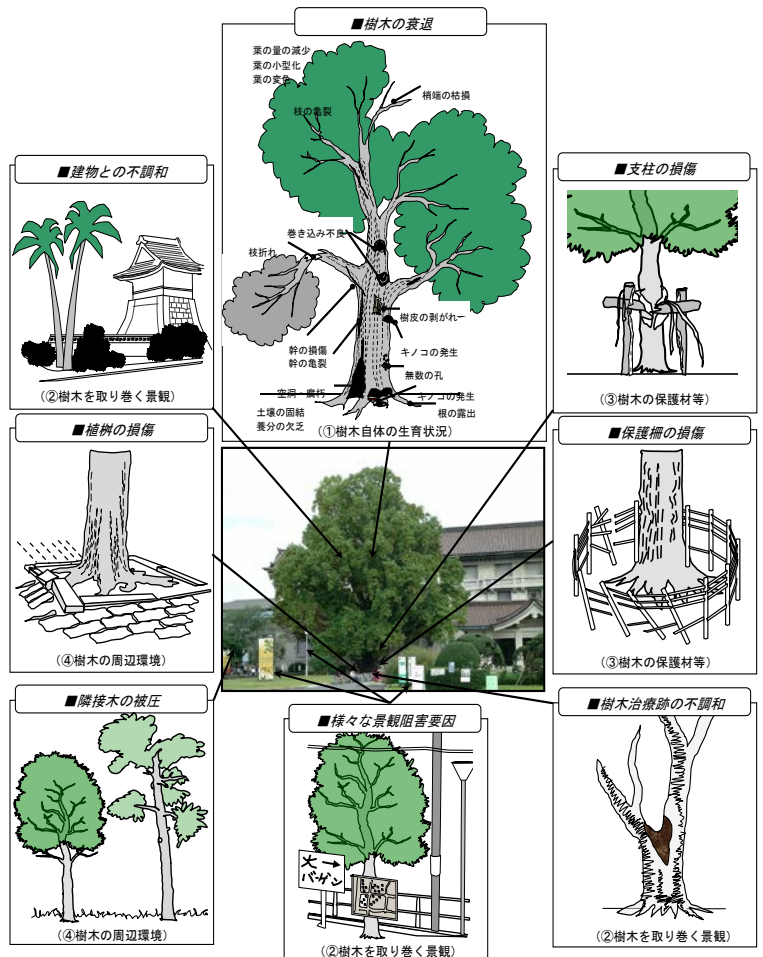


図-3 調査・診断における主な着目点

判断するために実施するものである。効率的な実施や必要性を考慮し、「基礎調査」、「生育・景観調査」、「詳細調査」、「結果の評価」に区分して実施する。

調査・診断において着目する主なポイントとしては、①樹木自体の生育状況（樹木の生育状況を確認し、衰退要因の有無、落枝や倒木の危険性を明らかにする）、②樹木を取り巻く景観（樹木を取り巻く景観を確認し、周辺との景観的な調和状況や景観を阻害する要因を明らかにする）、③樹木の保護材等の状況（樹木を保護する支柱、保護柵などの保護材を確認し、その劣化状況やそれらの樹木への影響等を明らかにする）、④周辺環境（樹木の周辺を取り巻く被圧木、建物、構造物、解説板等を確認し、それらの樹木への影響や劣化状況等を明らかにする）が挙げられる（図-3）。

3.5 保全計画の立案

保全計画は、景観重要樹木の現状を認識した上で、良好な樹木生育及び景観を将来にわたって持続的に保全していくために立案するものであり、保全対策を実施する上での指針となるものである。

具体的には、①保全の基本方針となる「保全目標像」を設定した上で「保全対策の作業項目」を選定し「保全計画書」を作成する段階、②保全対策として実施する作業項目の詳細な内容や手順を整理し「実施計画書」を作成する段階、③保全対策の実施体制や実施スケジュールを整理し「施工体制表」と「作業工程表」を作成する段階に分かれる。

3.6 施工・管理

施工・管理は、景観重要樹木の現状を認識した上で、良好な樹木生育及び景観を将来にわたって持続的に保全していくために必要とされる対策を実施するものである。「保

全計画の立案」で作成した各計画書等に基づき、的確かつ効率的に実施することが重要である。

なお、施工・管理は、保全対策としての作業を実施した段階で終了するものではなく、実施した後にはモニタリングを行い、対策の効果を評価・検証することが重要である。さらに、検証結果に応じて必要な場合には保全計画にフィードバックして計画の見直しを図ることで、より適切な保全対策の方向性を修正することが可能となり、保全対策を補完することができる。

具体的な施工・管理の内容は、「日常管理」、「生育・景観改善」、「治療・回復」からなる各保全対策の施工段階、保全対策の効果を見極める検証調査段階、検証調査の結果を検証し評価する評価段階で構成される（表-1）。

表-1 施工・管理における作業項目と区分

保全対策の作業項目			作業区分
大項目	小項目	細項目	
清掃・除草	—	—	日常管理
灌水	人力灌水	散水ホース	日常管理
	自動灌水	散水車、自動灌水設備	生育・景観改善
剪定	整枝剪定	切詰剪定、刈り込み剪定等	生育・景観改善
	枯枝の処理	枯枝・危険枝の剪定	生育・景観改善
	整姿剪定	切詰剪定、切返し剪定、枝抜き剪定、野透かし剪定、大枝の吊切り剪定等	治療・回復
	ロープワークによる剪定	—	治療・回復
病虫害防除	薬剤散布、捕殺、コモ巻き、罹病部等の切除	—	生育・景観改善
	マツ材線虫病の防除（薬剤散布、樹幹注入）	—	治療・回復作業
植栽基盤整備	土壌改良（簡易）	施肥、表層耕うん、縦孔の簡易改良	日常管理
	マルチング	木質チップ・パーク等の敷き均し	日常管理
	根元空間の活用	草花・地被植物の植栽	日常管理
	土壌改良（部分的）	部分的な土壌改良、エアレーション、心土破砕	生育・景観改善
	排水工	開渠排水、暗渠排水、縦孔排水	生育・景観改善
	植栽基盤の拡張	—	生育・景観改善
	土壌改良（大規模）	広範囲な土壌改良、強酸・強アルカリ土壌の改良	治療・回復
保護材等の整備	樹体保護	支柱、ケーブリング	生育・景観改善
	土壌踏圧防止対策	踏圧防止板、保護柵、デッキ・木道	生育・景観改善
	気象害対策	雷対策（避雷針）、風対策（防風ネット、寒冷紗）、雪対策（雪吊り、雪囲い）	生育・景観改善
周辺環境の整備	被圧木等の処置	被圧木の剪定・移植・伐採、競合根系の防除・切断	生育・景観改善
	近接物の処置	建物、構造物、舗装、石仏等	生育・景観改善
	解説板等の整備	樹木案内板、名称表示板、解説板等	生育・景観改善
空洞部・腐朽部の処置	幹・枝の外科的処置	開口型、開口閉鎖型、全充填型、不定根誘導型	治療・回復
	根系の外科的処置	腐朽根系の切除	治療・回復
樹勢回復	不定根育成	—	治療・回復
	若木接ぎ、根接ぎ等	—	治療・回復
後継樹の育成	挿し木、接ぎ木、取り木	—	治療・回復
簡易点検	—	—	日常管理
検証調査	—	—	生育・景観改善
	—	—	治療・回復

3.6.1 日常管理

「日常管理」は、生育及び景観面において特に問題のない樹木に対して健全な状態を維持するために実施する作業であり、清掃・除草や人力で行える簡単な土壌改良、定期的な樹木の観察等の比較的作業が簡易なもので構成される。そのため、作業にあたっては、景観行政団体、住民、事業者等が積極的に実施することが望ましい。

3.6.2 生育・景観改善

「生育・景観改善」は、剪定や病虫害の防除など、公園や道路等における通常の樹木管理で行われている作業であり、樹木の軽微な問題点を改善するために実施するものである。作業の実施にあたっては、それぞれの専門家（造園業者など）が実施することが望ましい。

3.6.3 治療・回復

「治療・回復」は、植栽基盤の土壌を大規模に改良したり、樹木の腐朽部に外科的な処置を施したりするなど、極めて専門的かつ特殊な技術を要する作業で構成され、樹木生育上の重大な問題を改善するために行うものである。そのため、作業にあたっては、それぞれの専門家が実施することが望ましい。

3.6.4 検証調査

「検証調査」は、実施した保全対策の効果を確認するために行うものであり、保全対策実施前の「調査・診断」を行った際の既存の調査票を確認しながら、関連する不良原因に該当する項目について、検証調査時点での生育状況等を再診断するものである。調査時期は、保全計画の中で設定した目標設定期間の最終年度に実施するのが基本である。ただし、腐朽部の治療など、目標達成まで長期を要する作業の場合は、その途中で数回実施しておくことが重要である。

4. まとめ

本研究の成果は、国土技術政策総合研究所資料第565号「景観重要樹木の保全対策の手引き」としてとりまとめた（国土技術政策総合研究所HP：<http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/index.htm>よりダウンロード可能）。景観重要樹木の保全対策についての詳細については手引きを参考にしていただきたい。本手引きの利用により、景観重要

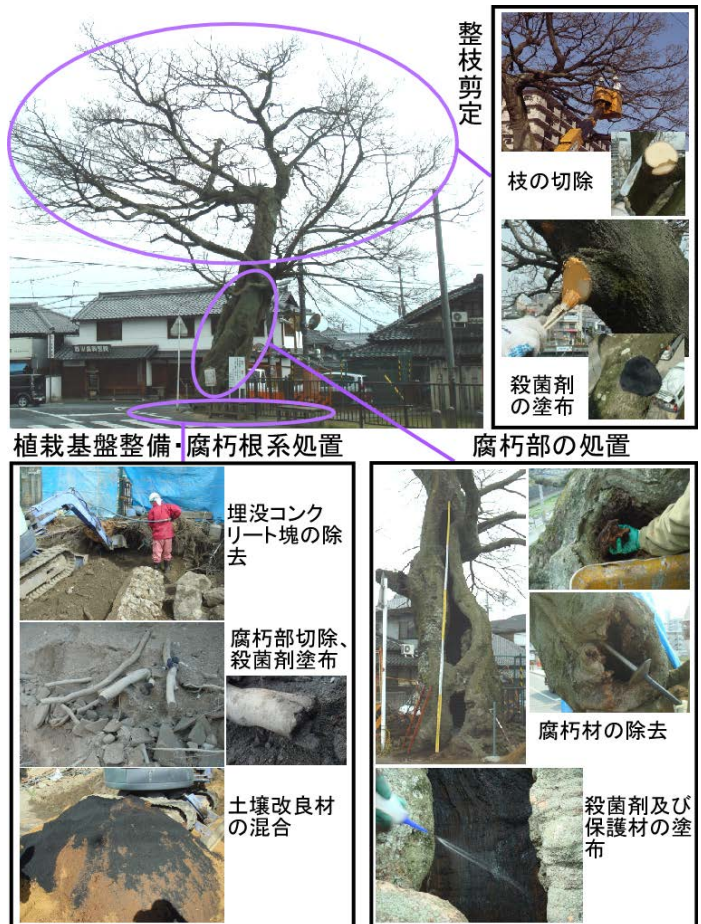


写真-2 景観重要樹木の保全事例

樹・老樹を含めた樹木の維持管理が適確に実施され、健全な樹木生育の維持と良好な景観の形成に寄与することが可能となると考える。参考までに、奈良県橿原市の景観重要樹木（エノキ）の保全対策事例を写真-2に紹介した。

最後に、調査を実施するにあたりご協力いただいた多くの方々に対して、深く感謝の意を表する

参考文献

- 1) 「景観重要樹木の保全対策の手引き」、国土技術政策総合研究所環境研究部緑化生態研究室、国土技術政策総合研究所資料第565号、平成22年1月

飯塚康雄*



国土交通省国土技術政策総合研究所環境研究部緑化生態研究室 主任研究官
Yasuo IIZUKA